

詳細条件審査型一般競争入札の実施に係る掲示（再公募）

標記について、参加を希望する者は競争参加資格確認申請書等を提出されたく掲示する。

- 1 掲示日 平成30年6月21日（木）
- 2 掲示責任者 独立行政法人都市再生機構中部支社 支社長 菅沼 明
- 3 担当支社 〒460-8484 名古屋市中区錦三丁目5番27号
独立行政法人都市再生機構中部支社
総務部経理課 電話 052-968-3314

4 工事概要

- (1) 工事名 H30新清洲駅北地区基盤整備工事
- (2) 工事場所 愛知県清須市清洲天王北他
- (3) 工事内容

- ・整地土工：宅地仕上げ：1800㎡
- ・雨水カルバート工：□1000×600～□2000×1000…340m
- ・汚水本管工：300m
- ・道路側溝工：310m
- ・アスファルト舗装工：1100㎡
- ・水路撤去工：150m

- (4) 工期 平成30年8月下旬～平成31年3月25日まで

(5) 工事実施形態

- ① 本工事は申請時に「企業の技術力」及び「施工計画」について記述した競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（加算方式、タイプB）の工事である。（なお、本工事は、「独立行政法人都市再生機構における総合評価方式実施ガイドライン（土木・造園工事）平成27年3月」を適用するものとする。）
- ② 本工事は、品質確保等の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実施できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
- ③ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後VE方式の試行工事である。
- ④ 本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。
- ⑤ 本工事は低入札価格調査対象となった者と契約を行う場合、品質管理を行う監理技術者を補佐する専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。

- ⑥ 本工事は、女性の活躍推進に向けた調達における取組に基づき実施される、ワーク・ライフ・バランス等の推進企業を評価する試行工事である。
- ⑦ 本工事においては、申請書の提出及び入札等を電子入札システムにより行う（ファイル容量及び種類によっては電子入札システムで資料を提出できないことがある。この場合、「8 競争参加資格の確認」に示す提出方法及び提出期限を厳守の上、資料を提出すること）。なお、電子入札システムにより難しいものは、中部支社総務部経理課へ承諾書を提出の上、承諾を得て紙入札方式に代えることができる。（様式は、当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできる。）

5 競争参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構中部地区における平成 29・30 年度の一般競争参加資格について、土木工事B等級の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部支社長（以下「支社長」という。）が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再審査により、土木工事B等級の再認定を受けていること。）。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成20年4月1日以降に元請けとして施工を完了したものの内、次の条件を満足する同種工事の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

①街渠築造（L型側溝、U型側溝等の設置）工事を含む道路整備工事（新設または改良工事）で施工延長が 150m以上

②下水道工事の開削工で本管工の施工延長が 150m以上

同種工事①及び②を実績として有すること。（別工事でも可とする。）

施工実績として認定する発注機関については、公共機関（機構、公団、国、地方公共団体、公社等）及び民間のいずれも可とし、公共機関等の工事の場合は、契約書及びコリンズ登録の写しを添付すること。民間工事の場合は、契約書及び確実に工事が完成した工事であることを証明できるもの（引渡書、工事完了引渡証明書等）を添付すること。

- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、配置予定技術者という。）を当該工事に配置できること。

ただし、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。

なお、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程

度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事（原則として2件程度）を管理することが出来る。

- ① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。
 - ・ 1級建設機械施工技士の資格を有する者
 - ・ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る）、又は森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、総合技術監理部門（選択科目を「建設」とするものに限る。）の資格を有する者
 - ・ これらと同等以上の資格を有する者と大臣が認定した者
 - ② 平成20年4月1日以降に、担当技術者（1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者）以上の技術者として5(4)の同種工事①または②の実績を有すること。なお、工事の経験を有することを証明できるもの（契約書の写し、コリンズ等）を添付すること。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
 - ④ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書及び資料の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。
 - ⑤ 配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができる。ただし、その場合3名を限度とする。
 - ⑥ 実際の施工にあたって、配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。特別な場合において、やむを得ず変更する場合、上記①から④の基準を満たす技術者を配置すること。
- (6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
 - (7) 工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。
 - (8) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと。※定義については、当機構ホームページ（<https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html>）に掲載。
 - (9) 上記4(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
 - (10) 当機構中部支社（所管事務所を含む。）発注の工事成績について、資料の提出期限日前1年以内の期間において60点未満のものがないこと。
 - (11) 当機構が中部地区で発注した工事種別「土木」（同期間内に「枠組み協定型一括入札方式」又は「枠組み協定一括発注方式」、「追加工事協定方式」による工事が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「土木」を対象とする。「以下本項において同じ。」）において、平成28年4月1日から資料の提出期限までの間に、調査基準価格を下回った価格をもって契約した工事で68点未満の工事成績評価結果を

通知された者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む）においては、次の条件を満足していること。

- ① 当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し低入札価格調査中の者でないこと。
 - ② 当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。
- (12) 低入札価格調査対象となった場合には、(5) ①、②、③、④の基準を満たす品質管理を行う専任の技術者を1名以上追加配置できること。
なお、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認ができる書類を添付し、報告すること。
- (13) 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該業務を履行していない建設業者でないこと。
- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (14) 総合評価に係る施工計画が品質確保、工程管理等の観点から適切であり、現場条件を把握した上で、次に掲げる施工計画に関して不備なく記載されていること。
- ・輻輳する関連他工事との調整方法に関する施工上の工夫を記載

6 総合評価に関する事項

- (1) 入札参加者は「価格」、「施工実績」、「施工計画」及び「施工体制」をもって入札するものとし、入札価格が予定価格の制限範囲内である者のうち、下記(2)によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。また、評価値の最も高い者が2名以上ある時は、電子くじにより落札者となるべき者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- (2) 評価値は、価格評価点、技術評価点及び施工体制等評価点を合算した数値とし、技術評価点の算出は、各々の評価項目における評価点を合算した数値に、設定した最大加算点となるように比例配分により算出する。なお、技術評価点の最高点数は40点、施工体制等評価点の最高点数は30点とする。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点 + 施工体制評価点

価格評価点 = $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

技術評価点 = 施工実績の評価点 + 施工計画の評価点

- (3) 技術評価点の対象となる評価項目は以下のとおり。

- 1) 施工実績（最大15点）

- (i)企業の施工実績
- (ii)配置予定技術者の施工実績

2) 施工計画 (最大25点)

(4) 施工体制評価点の対象となる評価項目は以下のとおり。

- ① 品質確保の実効性
- ② 施工体制確保の確実性

(5) (3) 1)2)及び(4) ①②の評価項目の詳細は、**入札説明書**による。

(6) 入札価格が調査基準価格未満の場合は、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を確認するため、追加で資料提出を求め、ヒアリング等による審査を行い、施工体制評価点を決定する。

(7) 失格要件

「施工計画」が未提出、或いは白紙提出の場合は、提出書類不備による失格とする。また、施工計画の内容に著しい不備などがあり、安全面、品質面等で適切でないことが明らかである場合は、失格とすることがある。

(8) 評価内容の担保

- ① 落札者の提示した施工計画及び施工体制は、全て契約内容となるものであり、契約後、速やかに総合評価計画書を提出し、受注者、工事監督部署、発注部署の三者により、計画書の内容を確認するものとする。なお、詳細は入札説明書による。
- ② 施工計画及び施工体制の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求するものとする。
- ③ 受注者の責により入札時の施工計画及び施工体制の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして工事成績評定点を最大15点減ずることとし、未実施項目毎に点数を減ずる。

7 入札手続等

(1) 設計図面及び現場説明書等 (CD-Rデータ) の交付方法及び期間

設計図面及び現場説明書等は、CD-Rデータにより無償にて交付する。ただし、発送に係る費用は、交付希望者の負担とする。交付を希望する場合は、添付している「図面等交付申込書」を下記の受付期間中にFAXにて送付し、申し込むこと。FAX受領日より、3営業日後までに到着するように独立行政法人都市再生機構中部支社コピーセンター受注業者「株式会社ヤマイチテクノ」から着払い便にて発送する(土曜日及び日曜日は、営業日として数えない)。3営業日を過ぎても到着しない場合は、電話にて確認すること。

FAX受付期間： 平成30年6月21日(木)から平成30年7月6日(金)まで
ただし、上記期間中の土曜日及び日曜日を除く毎日、午前9時30分から午後5時まで

FAX番号等： 独立行政法人都市再生機構中部支社 総務部経理課

FAX：052-968-3295

(2) 競争参加資格申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

- ① 提出方法 : 申請書及び資料は電子入札システムで提出すること。

ただし、やむを得ない事由により、紙入札方式を希望する場合は、必ず発注者の承諾を得て、あらかじめ提出日時を③に連絡のうえ、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受付けない。なお、紙入札方式を希望する場合には、返信用封筒として表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼ったA4封筒を資料と併せて提出すること。(必ず事前予約を行うこと。)

- ② 提出期間 : 平成30年6月21日(木)から平成30年7月6日(金)までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- ③ 提出場所 : (電子入札システムによる場合)

上記3に同じ

(紙入札による場合)

〒452-0002 愛知県清須市西枇杷島町花咲84番地(西枇杷島会館2階)
独立行政法人都市再生機構中部支社都市再生業務部新清洲都市再生事務所
電話:052-505-7031

※ 提出にあたっては、担当者に事前連絡を行い提出すること

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書、工事費内訳書の提出方法

- ① 入札書の締切日時

締切日時:平成30年8月9日(木) 正午

提出方法: 電子入札システムにより提出すること。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、上記3に上記期限までに持参すること。(郵送又は伝送によるものは受付けない。)

- ② 開札の日時及び場所

開札日時: 平成30年8月10日(金) 午前10時

開札場所: 愛知県名古屋市中区錦三丁目5番27号 錦中央ビル6階

独立行政法人都市再生機構中部支社 総務部経理課

- (4) 当該工事において、入札に参加する者が、関係法人1者だった場合は、当該手続きを中止し、再公募を実施する。

8 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除

- ② 契約保証金 請負代金額の10分の1以上を納付。

ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、低入札価格調査を

受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

(2) 入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札、7(3)の提出方法・期限等に従わない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また、申請書等提出時点において5に定める参加資格の要件を満たしていても、その後、開札の時までの期間に指名停止措置を受けた者の入札は無効とする。

(3) 落札者の決定方法

落札者の決定は6(1)による。

(4) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 平成29・30年度の一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記5(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記7(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、下記のとおり事前に一般競争参加資格の申請を行った上、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

① 提出期間：平成30年6月21日(木)から平成30年6月29日(金)までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

② 提出場所：上記3に同じ

③ 提出方法：一般競争参加資格の申請書の提出は、提出場所へ持参又は郵送により行うものとし、電送によるものは受付けない。

(6) 低入札価格対象となった場合、重点監督の試行を実施する。「重点監督の実施」とは、①監督員による検査行為頻度の割増し ②中間検査(部分払いや引渡しを伴わない出来高確認)の実施 ③機構が策定する重点監督方針に沿った工事計画書の義務付け及び同計画書確認後の工事着手承認(その遅れによる工期延伸等は認めない)等を言う。

(7) 独立行政法人が行なう契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行なう契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協

力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ・当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ・当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ・当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ・当機構との間の取引高
- ・総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ・1者応札又は1者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

- ・契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ・直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

(8) 申請書及び資料作成の説明会は開催しない。

(9) 詳細は「入札説明書」による。

(10) 申請書及び資料に関する問合せ先

独立行政法人都市再生機構中部支社都市再生業務部新清洲都市再生事務所

電話：052-505-7031

(当該資料交付期間の土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

以上

図 面 等 交 付 申 込 書

申込日：平成30年 月 日

工事件名	H30新清洲駅北地区基盤整備工事
申 込 者	貴社名
	御住所 (送付先)
	御連絡先 (電話番号)
	御担当者名
備考	

申込先 独立行政法人都市再生機構中部支社
 総務部経理課

Fax 052-968-3295

Tel 052-968-3314